

# ソラコム商標ガイドライン

2016.04.21更新

株式会社ソラコム（以下、ソラコム）は、「世界中のヒトとモノをつなげ共鳴する社会へ」の企業理念のもと、IoTプラットフォーム「SORACOM」を提供し、サービス利用者および、サービス利用者が代理する団体および、パートナー企業（以下、サービス利用者）との信頼関係を重視し、企業活動を行っています。

ソラコムが提供する、「SORACOM」、「SORACOM Air」をはじめとする弊社の商標を、弊社に対する信用を表すもの、ならびに弊社の製品およびサービスの品質保証を表すものとして、「価値ある資産」と位置付けています。

ソラコム商標を使用される皆さまにつきましても上記の考え方をご理解いただき、商標の適切な使用にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、予告なく改訂することがあります。最新のものを守りいただきますようお願いいたします。

## 1. はじめに

ソラコム商標は正しくご使用ください。サービス利用者がソラコムの提供するサービスを参照する場合、本商標ガイドラインに従って、限定された条件の元、ソラコム商標をお使いいただくことができます。

ただし、ソラコムが、サービス利用者の会社、製品あるいはサービス利用者の提供するサービスを後援、提携、支持していると誤解を与えるような方法でソラコムの商標を使用することはできません。

## 2. ソラコム商標の定義

ソラコム商標とは、ソラコムの商標、サービス名または、商号、ロゴ、商品名の表示をさします。

“株式会社ソラコム”、“SORACOM”、“SORACOM Air”、“SORACOM Beam”、“SORACOM Canal”、“SORACOM Direct”、“SORACOM Endorse”、“SORACOM Funnel”、以下の4つの形式による“Connected with SORACOM”のロゴ（「本件ロゴ」）、およびその他その時々においてソラコムが提供するソラコム商標またはサービス。



- ・ “SORACOM”は、登録商標です。
- ・ 会社名の記載は「株式会社ソラコム」、株式会社ソラコムが提供するサービス名を記載する場合は「SORACOM」（アルファベット大文字）を使用して下さい。

## 3. 使用条件

- ソラコム商標の使用が、本ガイドラインの条件に常に従っていること
- ソラコム商標の使用が、ソラコムおよび、SORACOM のサービスのみを保証すること
- サービス利用者が、使用の時点で有効な SORACOM アカウントを有し、必要な料金等の支払をすべて行っていること

#### 4. 限定された条件

サービス利用者は、本商標ガイドラインに従って、サービス利用者の制作物やウェブサイトにおいて、ソラコムのサービスの使用製品・サービス、もしくは接続性または技術上で稼動する、もしくは互換性を有することを示すために、ソラコムの製品、サービスおよび技術について言及することができます。ソラコム商標使用にあたり付与される許可は、限定された条件のもとであり、サービス利用者は他のいかなる目的にもソラコム商標を使用できません。

#### 5. ソラコム商標の表記方法

記載は、以下の条件に従って表記ください。

- 正しいソラコム商標名で記載ください。
- ソラコム商標を文中で使用する場合、ソラコム商標全体をイタリック体にする、ソラコム商標に” “や、「」のような引用符をつける、またはソラコム商標のフォントのみを異なる様式または色彩にするなどの方法で、ソラコム商標を周辺のテキストと区別して記載ください。
- 商標脚注（商標の帰属先に関する表示）を正しく記載してください。
- ソラコムが商標の所有者である旨を、ソラコム商標を使用するすべての資料に、以下のような形式で表示して下さい。
- 「SORACOM、SORACOM AirおよびSORACOM Beamは、株式会社ソラコムの登録商標または商標です。」
- SORACOMに対応しているハードウェア機器、ソリューション、サービス名の説明として使用する場合、ソラコムの商標を一般名称的に使用することはできません。こうした製品については、「SORACOM」とSORACOMに対応する製品・サービス名との間に「対応の」、「を利用して」等の言葉を入れ、その製品・サービスと「SORACOM」の関連性を示すことにより、言及してください。また、製品・サービスの提供主体がソラコムであるかのような誤認を与えないよう、サービス利用者が提供主体であることと、サービスの問合せ先を明記してください。なお、製品・サービスの提供の終了および、SORACOMへの対応がなくなった場合はソラコム商標の使用をすみやかに終了してください。
- サービス利用者によるソラコム商標の使用は、サービス利用者の責任において使用され、ソラコムはそれに関連していかなる責任も負いません。

#### 6. ウェブサイトでの使用について

ウェブサイトでご使用頂く場合、サービス利用者のウェブサイト名、またはドメイン名の一部として、ソラコムの商標を使用することはできません。

サービス利用者のWebサイトにおいて使用する場合、技術的に可能な場合には必ず、ハイパーリンクを設置してください。具体的には、ソラコム商標の各使用を、

URL:<https://soracom.jp> にリンクしてください。SORACOMが提供する各サービスに言及

する場合は、各サービスの主要ページ（例：SORACOM Airの場合 URL:<https://soracom.jp/services/air/>）にリンクしてください。

## 7. ロゴ

サービス利用者は、本商標ガイドラインに従って、“Connected with SORACOM”ロゴに限り、ソラコムの特許なく使用することができます。

なお、SORACOMパートナースペース（SPS）において、認定済パートナーとなった企業は、カテゴリ毎のSPS認定済パートナーロゴを、営業・マーケティングの用途でお使いいただくことができます。

## 8. “Connected with SORACOM”ロゴに関するフォーマット要件

- a. 変更禁止 本件ロゴにおける、要素の削除や追加、色彩の変更などの改変はできません。拡大・縮小以外の改変は禁止します。
- b. スペース 本件ロゴは、“Connected with SORACOM”ロゴの両端と他のグラフィックまたはテキスト要素との間に適切なスペース（かかるスペースは“Connected with SORACOM”ロゴの高さ以上でなければならない）をとって、他の要素から独立して表示して下さい。
- c. サイズ 本ガイドライン第2条に記載されている本件ロゴは、活字と商標表示が判読可能なまま、表示することのできる最小のサイズを示しています。“Connected with SORACOM”ロゴの最小サイズは、インチ単位：1.32” x 0.54” ピクセル:127×52、またはミリメートル単位：33.5×13.7とします。
- d. Alt/Title属性 Webサイトで使用する場合、代替テキスト（イメージタグのalt/title属性）は、“Connected with SORACOM”のテキストと設定するか、空白にしてください。

## 8. ガイドラインの変更と商標使用の解除

ソラコムは、事前通知なしに、ソラコム単独の裁量で、いつでも、ソラコム商標ガイドラインを変更、または終了することができます。また、本ガイドラインの条件を遵守しないソラコム商標の使用に対して、法的手続きを含む、あらゆる措置をとる権利を有します。商標ガイドラインに関するお問合せは、お問い合わせ窓口（<https://soracom.jp/contact/>）より、「その他」にてご連絡ください。